

## 令和7年度第10回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和8年3月26日(木)午後2時00分 太田教育長

閉会 令和8年3月26日(木)午後2時37分 太田教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所403会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信(教育長職務代理者)                      2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹    4番 毛利 陽子

5番 太田 正久(教育長)

### 4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則

教育総務課長 鈴木 貴之

学校教育課長 市川 宗典

社会教育課長 菅野 規之

図書館長 小林 幸子

学校教育課副課長 佐藤 篤夫

学校教育課副課長 佐藤 美和子

書記 新井 武大

書記 森田 拓海

### 5 会議の概要

教育長から、議案第34号から議案第41号までは人事案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、議事は非公開とすることとしたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議することが決定されました。

#### 【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

(署名 3.26 教育長、蓼沼委員、新井書記)

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、松井委員を指名します。

#### 【日程第3 教育長の報告】

教育長 日程第3 教育長の報告を行います。報告第7号「公有財産の引継ぎについて」、スポーツ推進課長から説明をお願いします。

スポーツ推進課長 報告第7号、公有財産の引継ぎについて、坂戸市財産規則第30条の規定に基づき市長部局から公有財産の引継ぎを受けたので、別紙のとおり報告する。次ページをお願いします。別紙の公有財産の引継ぎについて（西坂戸運動公園敷地関係）です。はじめに、概要ですが、引継ぎとなる教育財産は、スポーツ推進課で所管する西坂戸運動公園の北側に隣接する2筆の土地になります。表の上段1307番地56は、施設管理課からの移管で、以前は福祉作業所がありました。下段1307番地57は、保育課からの移管で、以前は学童保育所がありました。いずれもその役割を終えており、現状は更地となっています。令和6年度末に西坂戸運動公園として一体利用できるため、両課よりスポーツ推進課に引継ぎが打診され、令和7年9月1日付けで公有財産の引継ぎを行いました。下段の2今後のスケジュールですが、新年度から西坂戸運動公園の年間管理業務委託の中に草刈り等の業務を含めております。今後は令和9年度以降に駐車場として整備を考えております。最下段の3その他ですが、本来であれば事前に教育委員会会議に諮るべき案件でございましたが、職員の認識と事前確認が不十分でありましたため、今回の報告となりました。誠に申し訳ございませんでした。今後は再発防止に努めてまいります。以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

教育長 次に、報告第8号「臨時代理の報告について」、教育総務課長及びスポーツ推進課長から説明をお願いします

教育総務課長 報告第8号、臨時代理の報告について、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。臨時代理の報告について、御説明いたします。次のページの臨時代理書を御覧ください。教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案は、教育委員会会議の議決事項でございますが、市長からの議案に対する意見照会が令和8年3月16日付けであり、市議会の議会運営委員会開催日の3月17日までに回答する必要がありましたが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要がありましたので、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、次のページのとおり、3月16日付けで市長に回答いたしました。各議案の内容につきましては、次ページ以降の市議会の議案書をもとに所管課から説明させていただきます。

スポーツ推進課長 はじめに、スポーツ推進課です。議案書の「議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について」を御覧ください。市民総合運動公園大体育室等耐震補強等工事（第一工区）関係につきましては、令和7

年12月17日付けで株式会社シオノ工業と工事請負契約を締結し整備を進めてまいりましたが、この度、天井の吹付材にアスベストの含有が確認されたことから、これを除去するための工事の追加等に伴う請負金額を増額し、請負金額を5億3,801万円とする工事請負契約の変更契約を締結するため、議案を提出したものでございます。スポーツ推進課の説明は以上でございます。

教育総務課長 次に、教育総務課です。議案書の「議案第34号 工事請負契約の締結について」を御覧ください。本件につきましては、入西小学校校舎の経年劣化の進行を防ぐことを目的として、外壁、屋上等の改修を行うに当たり、株式会社安東工務店と2億3,701万4百円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議案を提出したものでございます。次に、「議案書第35号 工事請負契約の締結について」を御覧ください。本件につきましては、住吉中学校校舎のトイレの衛生環境の改善を図ることを目的として、便器の洋式化、床の乾式化、給排水管の改修等を行うに当たり、有限会社リ・ワークスジャパンと2億5,876万8千4百円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議案を提出したものでございます。説明は以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

教育長 以上で教育長の報告を終わります。

#### 【日程第4 議 事】

教育長 日程第4 議事に入ります。

教育長 議案第33号「坂戸市教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第33号、坂戸市教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市行政手続条例の一部改正に伴い、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための方法を定める等、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。3枚目の新旧対照表を御覧ください。現在、市が市民等に通知を行う際、その者の所在が不明である場合は、一定期間、市役所の掲示場に書面を掲示する行為である「公示送達」を行うこととなります。今般、坂戸市行政手続条例の一部改正を受け、市長部局において行政手続条例施行規則の改正が行われ、公示送達の方法に市役所の掲示場に書面を掲示する方法に加え、新たにインターネットによる公表等による

方法が追加されました。教育委員会においても、同様の措置を講じるため、教育委員会規則に市長部局の規則に準拠して対応することを規定するもの  
でございます。説明は以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第33号「坂戸市教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 坂戸市教育委員会職員の任免について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第35号 坂戸市教育委員会外部評価委員の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第36号 坂戸市教育委員会外部評価委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第37号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第38号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第39号 坂戸市立入西小学校産業医の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第40号 坂戸市文化財保護審議会委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第41号 坂戸市スポーツ推進委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 次に、議案第42号「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について（部分休業関係）」及び議案第43号「坂戸市立

小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について（子育て部分休暇関係）」は、一括して議題とします。学校教育課長から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第42号及び第43号の2議案につきましては、庶務課の例規審査を踏まえ、1つの議案にまとめた上で、議案第42号として提案させていただきますので御了承願います。議案第42号、坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、部分休業の取得方法の拡充及び学校職員が取得できる休暇の拡充に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。補足説明をさせていただきます。6枚おめくりいただき、「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則 新旧対照表」を御覧ください。まず第10条に係る改正内容についてです。この規則改正は、埼玉県議会2月定例会において議案が提出されているものであり、令和8年4月1日に施行される予定であるため、それに伴った改正でございます。改正の内容は、学校職員の休暇拡充のため、休暇に「子育て部分休暇」が追加されることでございます。「子育て部分休暇」とは、小学校1年から3年生の子を持つ教職員が、1日2時間を超えない範囲内で取得可能な無給の休暇でございます。これは、いわゆる「小1の壁」に対応できるようにする休暇となります。本市における規則改正は主に2点でございます。1点目は、新旧対照表の旧にある第9項、第10項をそれぞれ新の第11項、第12項とし、別表の該当番号を変更しております。2点目は、新旧対照表の新第10条第9項に、「職員が、条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、別表第3の2による子育て部分休暇承認請求書をもって、市教育委員会に請求しなければならない」ことを新規に加えるものがございます。また、その下の第10項に、「子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次に掲げる場合には、別表第3の3による子育て部分休暇変更届をもって、遅滞なく市教育委員会に届け出なければならない」を新規に加え、変更の場合として（1）から（5）までの場合を新規に加えるものがございます。次に、第17条の2に係る改正内容についてです。この規則改正は、令和7年10月1日に県条例が施行されたため、小学校就学前の子を持つ教職員が取得できる部分休業が、第1号部分休業と第2号部分休業のいずれかを選択して取得することができるようになったことへの対応でございます。第1号部分休業は、任意の時間に1日2時間を超えない範囲内で取得可能でございます。第2号部分休業は、1年に10日分相当の範囲内で、1日取得または半日取得もできるものがございます。本市における規則改正は主に2点でございます。1点目は、新旧対照表の新にある第17条の2第3項にある「部分休業の請求に係る申出をしようとする

ときは、部分休業申出書を市教育委員会に提出しなければならない。申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。」ことを新規に加えるものでございます。2点目は、新旧対照表の旧にある第17条の2第3項にある「承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書をもって県教育委員会に請求しなければならない」を、新旧対照表の新にある第17条の2第4項にあるように「申出を行った職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、第1号部分休業の請求にあつては第1号部分休業簿を、第2号部分休業の請求にあつては第2号部分休業簿をもって市教育委員会に請求しなければならない。」に改めるものでございます。

以上でございます。

教育長 　ただ今、学校教育課長から報告がありましたが、議案第42号及び議案第43号は、一つの議案にまとめて提案、説明がされましたので、本件は、議案第42号「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」、一件の審議とします。

教育長 　それでは、御質疑、御意見がありましたらお願いします。

教育長 　御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終了します。

教育長 　議案第42号「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 　御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 　以上で議事を終わります。

#### 【日程第5　その他】

教育長 　御意見等ございましたらお願いします。

（なし）

教育長 　ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第10回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

<令和7年度第10回坂戸市教育委員会会議閉会>